むつ市放課後児童健全育成事業業務委託
プロポーザル実施要領

令和８年１０月

むつ市こどもみらい部こども家庭課

目　次

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　実施形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５　日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
６　参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
８　参加申込手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
９　参加資格の審査・審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１０　企画提案書等の作成及び提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１１　審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１２　審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１３　契約方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１４　契約に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１６　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　目的

この要領は、むつ市放課後児童健全育成事業業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２　業務概要

(1)　業 務 名　　むつ市放課後児童健全育成事業業務委託

(2)　業務内容

別添「むつ市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に記載のとおり

(3)　委託契約期間

委託期間は、業務実施準備期間と運営期間で構成し、以下のとおりとする。なお、業務実施準備期間中に発生した運営準備に要する費用は全て受託者の負担とする。

ア　委託期間　　契約締結日から令和１２年３月３１日まで

イ　業務実施準備期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

ウ　運営期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

なお、本件は予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

３　予算額

５９４，０８８，０００円

（本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項及び別表第２第７号に該当するため、非課税として取り扱う。）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

４　実施形式

公募型プロポーザル方式

５　日程

(1)　公告

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１８日（水）まで

(2)　質疑提出

令和８年１１月９日（月）午後５時まで

(3)　質疑回答

令和８年１１月１２日（木）市ホームページにて回答

(4)　参加申込

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１８日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで

(5)　企画提案書等提出

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで

(6)　プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和８年１２月１０日（木）　午前９時３０分から　（予定）

(7)　結果通知

令和８年１２月１８日（金）（予定）

６　参加資格

《有資格者の場合》

(1)　むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。

(2)　むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

(6)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条に掲げる地域子ども・子育て支援事業の運営実績があり、放課後児童健全育成事業に関する業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人（社会福

祉法人、特定非営利活動法人）又は民間事業者（以下「法人」という。）であること。

(7)　公告の日現在において、青森県内に本社、支店、営業所を有し、緊急時において担当者は迅速な対応が可能なこと。

(8)　本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(9)　個人情報の取扱いに係る規定の整備、運用が行われているものであること。

(10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

《有資格者ではない場合》

(11) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7　質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

(1)　提出方法　質問書（様式第５号）により、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

(2)　提出期限　令和８年１１月９日（月）午後５時まで

(3)　提 出 先　むつ市こどもみらい部こども家庭課保育グループ
ＦＡＸ：０１７５－２２－５０４４
電子メール：kodomokatei@city.mutsu.lg.jp

(4)　回答方法　令和８年１１月１２日（木）　市のホームページにて回答

(5)　そ の 他　提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8　参加申込手続

(1)　提出書類

ア　参加申込書（様式第４号）

イ　会社概要（様式第６号）

ウ　業務実績調書（様式第７号）

エ　誓約書（様式第８号）

≪有資格者ではない者の場合≫

オ　法人事業者にあっては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ　財務諸表

申請日直前１年分に係る貸借対照表、損益計算書等

キ　定款又は寄付行為（原本証明）

ク　納税証明書

国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

(2)　提出部数　各１部

(3)　提出方法　持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

(4)　提出期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１８日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで

(5)　提 出 先　〒０３５－８６８６
青森県むつ市中央一丁目８番１号
むつ市こどもみらい部こども家庭課保育グループ

９　参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第９号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して７日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

１０　企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

提案書の内容には、必ず下記の内容を記載すること。

①運営方針について

・基本理念・方針・目標について

②児童の保育について

・児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容について

・学習支援等の特色あるプログラムやレクリエーションについて

・特別な配慮が必要な児童への支援について

・保護者や児童の意見を反映していく体制について

・保護者・学校・行政機関等との連携、協力について

③保護者の実費負担金及び延長保育の実施について

・入会金及び会費等の金額について

・長期登録児童の土曜・学校振替休業日等の利用料について

・延長保育の実施時間及び保護者の費用負担について

イ 業務実施体制（任意様式）

①管理運営体制について

・職員の採用及び職員配置について

・職員の給与体系について

・バックアップ体制（欠員補充等）について

・支援員認定資格の取得及び取得後の職員の育成について

・事務所の所在地について

②リスクマネジメントについて

・事故防止・安全対策及び感染症対策について

・個人情報の管理について

・防犯、防災対策及び災害時の対応と体制について

ウ サービスの向上に関する提案について（任意様式）

①保護者負担金等の徴収方法に関する提案

・口座振替やキャッシュレス決済等の導入計画等

②その他のサービスに関する提案

エ 参考見積書（別紙１）

見積書の費用の内容は次のとおりとする。

費目	主な内容
支援員人件費	支援員の給与、賞与、処遇改善事業費（月額9,000円相当）、法定福利費など
研修費	支援員の研修に要する費用
基本管理費	消耗品費、通信費、灯油代、アプリ使用料、保険料、支払い手数料など
行事費	イベント、体験教室などに係る費用
一般管理費	放課後児童健全育成事業の管理に要する経費
その他	上記以外の運営に係る経費

オ　アからエの電子データを格納したＣＤ－ＲＯＭ

(2)　提出部数

アからエを紙媒体で２部、

提案書はＡ４版とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

オは１枚

(3)　提出方法　持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

(4)　提出期間　令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで

(5)　提 出 先

０３５－８６８６　青森県むつ市中央一丁目８番１号
むつ市こどもみらい部こども家庭課保育グループ

１１　審査方法

(1)　審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

(2)　審査項目及び評価項目

別紙「むつ市放課後児童健全育成事業業務委託に係るプロポーザル採点基準表」のとおりとする。

１２　審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第１０号）により通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して７日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

１３　契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、本市と最優秀者は本業務の契約締結交渉を行う。最優秀者が本プロポーザル終了後に本業務参加資格を喪失した場合、又は、市と最優秀者による本業務の締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

１４　契約に係る事項

(1)　採択された提案内容は、受託候補者と市の協議により、契約締結時に修正等が加えられる場合がある。

(2)　受託候補者には、改めて見積書の提出を依頼する。

(3)　受託者は市が免除する場合を除き、契約締結時に契約金の１００分の１０以上の契約保証金を納めるものとする。

(4)　受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市と協議した上で、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

１５　その他

(1)　提出書類の取扱いについて

ア　提出されたすべての書類は返却しない。

イ　提出後の差替え及び加除修正は認めない。

ウ　企画提案書の提出は１者につき１案とする。

エ　市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

オ　応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が採用する応募者の応募書類、提案書は市の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。

(2)　失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ　参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3)　参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4)　必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5)　情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、

競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

１６　問い合わせ先

むつ市こどもみらい部こども家庭課保育グループ
０３５－８６８６
青森県むつ市中央一丁目８番１号
電　　話　０１７５－２２－１１１１(内線２５２３)
Ｆ　Ａ　Ｘ　０１７５－２２－５０４４
電子メール　kodomokatei@city.mutsu.lg.jp